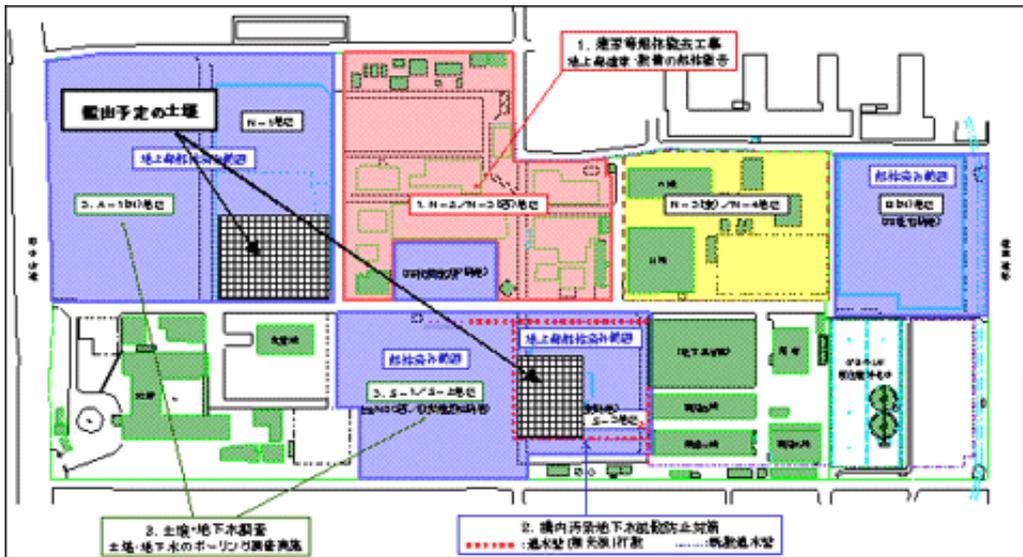


1. はじめに

平成12年8月、当研究所の敷地の土壌・地下水の重金属分析において、基準値を超えたカドミ、セレン等の数値が検出され、また、その後の継続調査において、グラウンド周辺の地下水から基準値を超えた六価クロムが検出されたため、浄化対策工事計画を策定、現在、これに基づき、所内及びグラウンドにおいて浄化対策工事を実施中であります。

本年度工事としては、「敷地内の建屋の解体撤去、構内汚染地下水拡散防止対策、土壌・地下水調査」を実施中でありますので、この進捗状況のご報告とあわせ、敷地内仮置き土の場外搬出計画についてもご報告させていただきます。

2. 位置図



3. 平成17年度浄化対策工事（上記位置図ご参照）

全体工期は、平成14年～平成24年（10年間）の予定であります。今年度分（平成18年3月まで）の工事内容及び進捗状況は次のとおりです。

(1) 建屋等解体撤去工事

N-2地区と、隣接N-3（西）地区にある建屋（約9,400[㎡]）の解体撤去を実施中。工期は、平成18年1月までの予定。右の写真は、N-3（西）地区の旧研究建屋を解体中の写真。後方の建物はさいたま新都心の合同庁舎。



(2) 構内汚染地下水拡散防止対策

遮水と土壌掘削工事の土留めを兼ねて、S-3地区周辺を中心に遮水鋼矢板打設工事（深さ11m×延長345m）を実施中工期は平成18年1月まで。（右の写真ご参照）



(3) 土壌・地下水調査

（平成18年2月から開始予定）

放射性物質に関する調査が終了したS-1、S-2地区の重金属詳細調査を実施し、汚染範囲の絞込みを行い、土壌掘削計画立案を行います。A-1(N)地区については、土壌掘削工事計画立案のため6m

深度ボーリング調査を行います。

4. 敷地内仮置き土の場外搬出計画について

現在、敷地内2ヶ所に仮置きしている重金属（六価クロム）汚染土壌約2万m³（下の写真ご参照 第1次搬出。）と、今後、掘削により発生が見込まれる汚染土壌（第2次搬出）については、場外搬出による処理（最終処分場への搬出、セメント原料としての利用など）を予定しておりますが、搬出に当たっては、次のとおり、判定基準（搬出ルール）を作り、情報開示を行い対応していくことにしております。

（1）第1次搬出

- 搬出対象 六価クロム汚染土壌（約2万m³）
- 搬出予定期間 平成17年12月～平成18年3月

（2）評価委員会の設置

- 搬出する重金属汚染土壌に放射性物質による汚染がないことを明確にするために、社外の専門家で構成される委員会を設置し、判定基準（搬出の社内ルール）を審査頂き、これに従って搬出を行います。
- 委員会には、さいたま市にもオブザーバー参加して頂いております。

（3）行政への説明

- 事前に搬出先の行政に説明を行い、情報開示不足のないよう対応します。

（4）情報公開

- さいたま市には工事計画書を、埼玉県には土砂の排出届けを提出します。
- 当所周辺住民の皆様向けには説明会の開催や自治会回覧を行うとともに、一般向けにはホームページ掲載やプレス発表で、情報開示を行います。



食堂前（N-1 地区）



旧NDC社東地区（S-3地区）

■ Q & A

Q1 :

構内へ積み置いてある汚染土壌2万m³の場外搬出については、所内全域で行っている放射性物質の有無についての徹底的な調査と、何か関係があるのですか？

A1 :

今後、第2次の全域調査を実施しますが、これは、仮置き土の下も調査対象としているため、仮置き土の場外搬出などを行い、その下を調査するためです。

Q2 :

評価委員会を設置した理由は何ですか？

A2 :

かつて、研究所内では、一部の限定された区域で核燃料物質を使用した試験研究が行われていたため、同区域において発生した放射能汚染土壌（放射性廃棄物）の回収作業を進めておりましたが（同作業は平成17年5月完了）、その過程でそれ以外の区域でもウラン又はトリウムを含む鉱石類を取り扱っていた可能性があることが判明しました。このため、所内全域にわたる調査を行っております。

一方、重金属汚染土壌は、場外搬出による処理（最終処分場への搬出又はセメント原料としての利用など）が必要ですが、放射能汚染土壌を場外搬出したという誤解を招かないよう搬出時のルール（測定方法や判定方法）を社外の学識経験者により審査いただき、それに基づき場外搬出を行っていくという方針によるものです。

Q3 :

場外搬出の際の具体的なやり方は？

A3 :

搬出ダンプトラック1台ごとに、荷台中央において、積載土壌表面から高さ1mでの放射線（空間線量）を測定し、判定指標を満足する土壌のみを搬出して、その測定結果は汚染土管理票に記載します。